** 2006年10月18日（第3版）
＊ 2004年 4月19日（第2版）

医療機器承認番号：20800BZZ00406000号

** 機械器具60　歯科用エンジン
** 歯科用空気回転駆動装置 70689000
** 管理医療機器

** 特定保守管理医療機器　エアーモーター　ＥＸ－１０３

【形状・構造等】

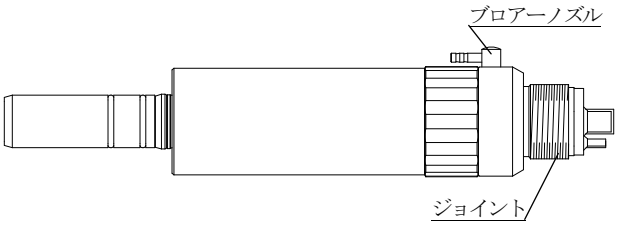

※ジョイント形状はＩＳＯ　９１６８　Ｔｙｐｅ　ＡとＴｙｐｅ　Ｂがあります。

【品目仕様等】

回転数……５，５００ｍｉｎ$^{-1}$（給気圧０．２５ＭＰａ）
エアー消費量･･･４２ＮＬ／ｍｉｎ

【使用目的】

先端に取り付けたＩＳＯ　３９６４規格のハンドピースを回転させ、歯科治療を行う。

【操作方法又は使用方法等】

詳細については取扱説明書を参照すること。
ＩＳＯ　９１６８に規定されたＴｙｐｅ　Ａ又はＴｙｐｅ　Ｂのホースコネクターへジョイントを接続する。
ＩＳＯ　３９６４に規定されたストレート又はギアードアングルハンドピースを接続する。
歯科ユニットより圧縮空気を供給することにより回転させ、使用することができる。

【使用上の注意】

詳細については取扱説明書を参照すること。
① 有資格者による歯科領域の治療にのみ使用のこと。
② 落下させたり、ぶつけたりしないこと。
③ 改造、分解しないこと。
④ ハンドピースの着脱は回転が完全に停止してから行うこと。
⑤ 給気エアーは常に乾燥したクリーンなエアーであること。
⑥ 使用後およびオートクレーブ前には必ず注油すること。
⑦ スプレーの際、エアーモーターが飛び出さないようしっかりと保持すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

１）貯蔵・保管方法
① 水のかからない場所に保管すること。
② 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響が生ずるおそれのない場所に保管すること。

２）耐用期間
製造の日から、正規の保守点検（消耗部品の交換）を行った場合に限り７年間とする。

【保守・点検に係わる事項】

詳細については取扱説明書を参照すること。
① 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。
② 各患者毎の治療後、必ずオートクレーブ滅菌を行うこと。
③ １３２℃で１５分又は１２１℃で２０分のオートクレーブ滅菌を行うこと。
④ しばらく使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に装置が正常且つ、安全に作動することを確認すること。

【包装】

１箱の中に１本ずつ入り包装される。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は住所等】

株式会社　ナカニシ
住　所：〒３２２－８６６６
栃木県鹿沼市下日向７００
ＴＥＬ：０２８９－６４－３３８０
ＦＡＸ：０２８９－６２－５６３６

取扱説明書を必ずご参照ください。

OM－M００４１ Rev.A